

葛飾区男女平等推進計画（第 6 次）

中間のまとめ
(総務委員会報告版)

令和 3 年 3 月
葛 飾 区

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的.....	3
2 計画の基本理念.....	3
3 計画の性格.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の背景.....	4
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状	9
1 少子・高齢化と世帯の変化.....	10
2 女性の労働と男女平等推進.....	12
3 配偶者等からの暴力.....	14
4 男女平等推進を取り巻く状況.....	15
第3章 計画の内容	17
1 基本目標と推進体制.....	19
2 計画の体系.....	24
第4章 事業一覧	概ねのページ数 40

資料編

- 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 葛飾区男女平等推進条例
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 6 葛飾区男女平等推進審議会規則
- 7 葛飾区男女平等推進審議会運営要領
- 8 葛飾区男女平等推進計画（第6次）の策定経過
- 9 葛飾区男女平等推進審議会委員名簿
- 10 男女共同参画関連年表

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第5次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を包含します。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画（第5次）策定（平成29年3月）後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

（1）区の動き

① 葛飾区基本計画（平成25年度～令和4年度）及び葛飾区後期実施計画（平成31年度～令和4年度）における男女共同参画施策の位置付け

基本目標3「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち -生涯学習とふれあい-」、政策16「人権・平和・ユニバーサルデザイン 区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます」の中で、「すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします」として、男女平等の推進や配偶者暴力の防止等に取り組むとしています。

また、葛飾区後期実施計画（平成31年度～令和4年度）では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」、「男性の家庭生活への参画支援事業」、「配偶者暴力防止事業」の3つを計画事業として位置付けています。

② 区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出等を行っています。また、区民向けの情報紙「こんにちは人権」（年1回）を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、区内事業所に向けた働きかけとして、事業所向け情報誌「L o o P」（年1回）の発行の他、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

③ 関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎ 「第7期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成30年度～令和2年度）
- ◎ 「第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」（令和2年度～令和5年度）
- ◎ 「葛飾区障害者施策推進計画（平成30年度～令和5年度）・第5期葛飾区障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）・第1期葛飾区障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」
- ◎ 「葛飾区教育振興基本計画」（令和元年度～令和5年度）
- ◎ 「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）

（2）国の動き

- ① 「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定
第5次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第5次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		③ 地域における男女共同参画の推進
		④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑦ 生涯を通じた健康支援
		⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の機能の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もっと男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として施行されました。国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました（平成30年5月23日公布・施行）。

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

事業主である国や地方自治体、民間企業等には、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられていますが、対象企業の拡大（労働者301人以上から101人以上の企業に拡大）や情報公表の強化等を内容とする法改正を行いました（令和2年6月1日施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行）。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正
平成 29 年 10 月の改正では、子が 1 歳 6 か月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合、申出により、育児休業期間を「最長 2 歳まで」延長できるようになり、あわせて育児休業給付金の給付期間も延長されました。

さらに、令和元年 12 月 27 日に育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるよう、法改正されました（令和 3 年 1 月 1 日施行）。

② 女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、さまざまな取組が進められています。

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正

被害者が拒んでいるにも関わらず、連続してブログや SNS 等の個人ページにコメントを送るなどの行為が規制対象となりました。また、迅速に被害者を守るために緊急の場合は、加害者へ事前の警告をせずに禁止命令等を出すことができるようになりました（平成 28 年 12 月 14 日公布、平成 29 年 6 月 14 日全面施行）。

- DV相談体制の拡充

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、生活不安・ストレスによる DV の増加・深刻化の懸念を踏まえて「DV相談+（プラス）」を開始し、相談体制を拡充しました（令和 2 年 4 月 20 日開始）。

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の検討、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組が盛り込まれています（令和 2 年 6 月 11 日決定）。

③ 職場におけるハラスメント防止対策の強化

パワーハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正）され、事業主はパワーハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置（相談体制の整備等）を講じることが義務付けられました。また、職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」により、雇用管理上の措置を講ずることが既に義務付けられていましたが、法改正により、事業主に相談した労働者に対する不利益な取扱いを禁止する等、防止対策が強化されました。さらに、職場で LGBT を差別するような言動や SOGI（性的指向及び性自認）を暴露するようなアウトティング行為が起こらないよう防止策を講じることが明記されました（令和 2 年 6 月 1 日施行）。

(3) 都の動き

① 「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定

「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、「東京都男女平等参画推進総合計画」（平成29年度～令和3年度）を策定しました。重点課題を「①働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」「②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」「③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」「④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」の4つとしています（平成29年3月策定）。

② 「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を制定

青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」等を規制した内容となっています（平成29年3月31日公布、7月1日施行）。

③ 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指すために制定され、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています（平成30年10月15日公布、平成31年4月1日施行）。

④ 「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています（令和元年12月策定）。

計画の位置付け

【国】

- ・男女共同参画社会基本法 平成 11 年度～
- ・第5次男女共同参画基本計画 令和3年度～
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 平成 13 年度～
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 平成27年度～

【東京都】

- ・東京都男女平等参画基本条例
- ・東京都男女平等参画推進総合計画 平成 29 年度～
- 東京都配偶者暴力対策基本計画
- 東京都女性活躍推進計画

葛飾区基本構想
葛飾区基本計画
(平成 25 年度～令和4年度)
葛飾区後期実施計画
(平成 31 年度～令和4年度)

人権尊重・男女平等推進施策を位置づけ

葛飾区男女平等推進条例

- ・葛飾区男女平等推進計画(第6次)
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)
- ・葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

令和4年度～令和8年度

施策の連携

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 15 条に定められる
葛飾区職員仕事・子育て活きいき計画(特定事業主行動計画)(平成 28 年度～令和2年度)
- ・第7期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 30 年度～令和2年度)
- ・第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(令和2年度～令和5年度)
- ・葛飾区障害者施策推進計画(平成 30 年度～令和5年度)
- ・第5期葛飾区障害福祉計画(平成 30 年度～令和2年度)
- ・第1期葛飾区障害児福祉計画(平成 30 年度～令和2年度)
- ・葛飾区教育振興基本計画(令和元年度～令和5年度)
- ・第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)
- ・第2次かつしか健康実現プラン(令和元年度～令和5年度)

第2章 葛飾区の男女平等推進の現状

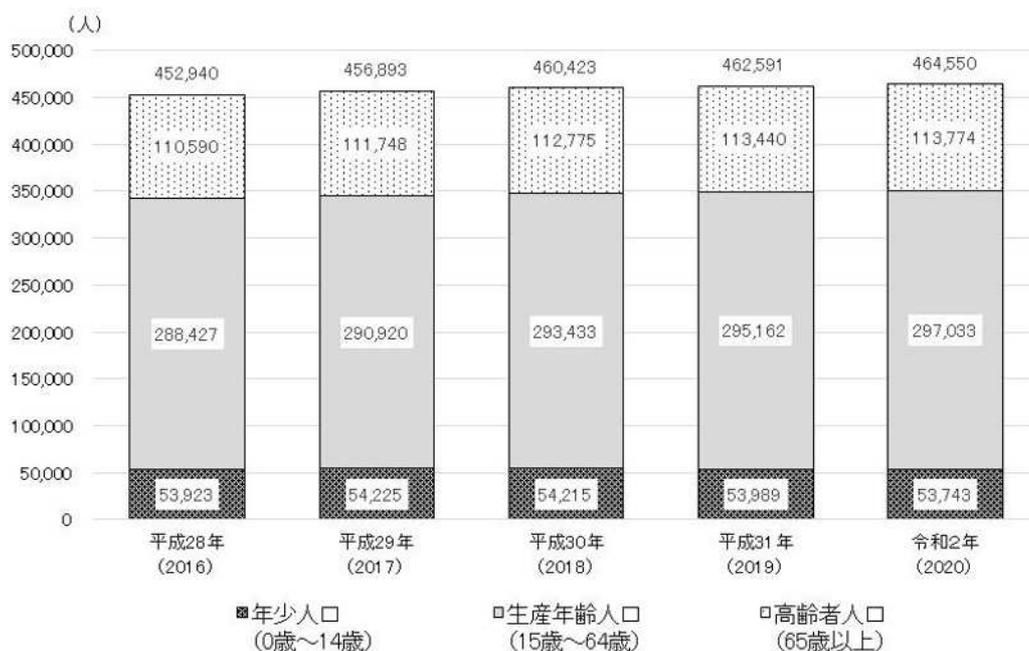
1 少子・高齢化と世帯の変化

(1) 年齢3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、令和2年1月1日現在 464,550 人となっています。

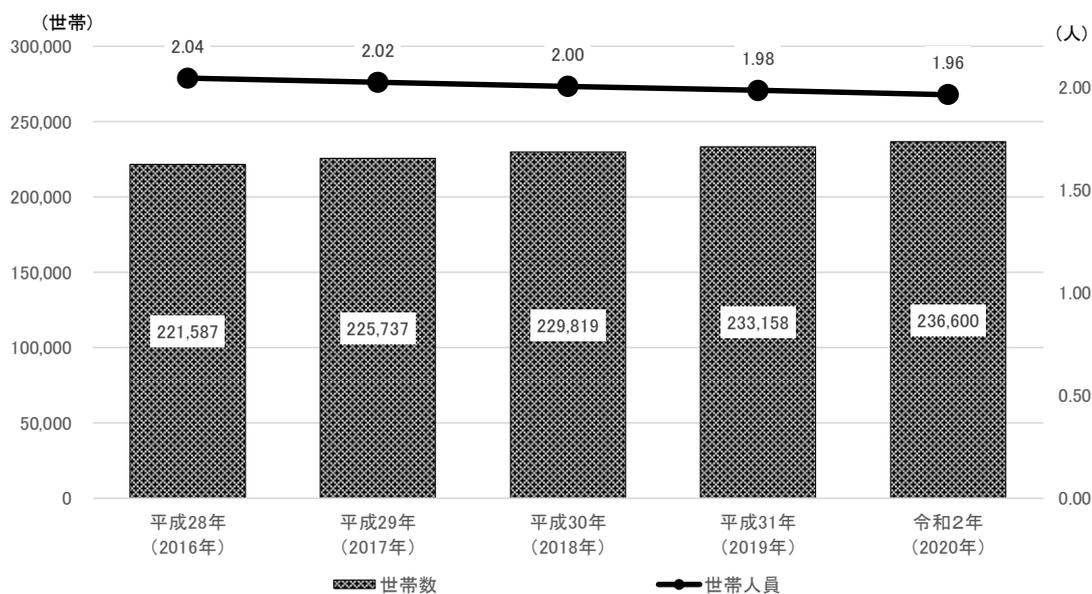
年齢3区分別の人口構成比をみると、生産年齢人口、高齢者人口は微増する一方、年少人口は微減しています。世帯数は、令和2年1月1日現在 236,600 世帯で平成28年から 15,013 世帯増加しています。一方、世帯人員数は 1.96 人と減少傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移(葛飾区)



各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

図表 世帯数及び世帯人員の推移(葛飾区)

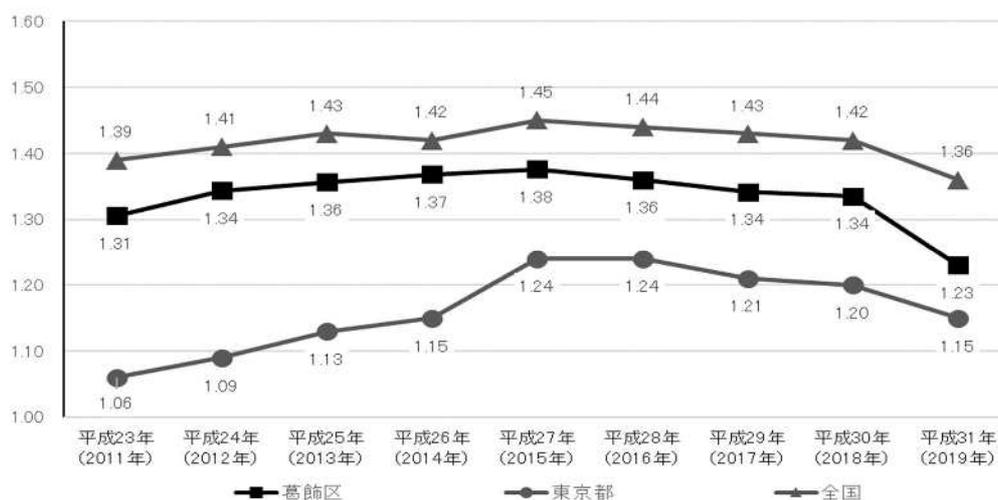


各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、平成23年から平成27年までは増加傾向ですが、以降は減少傾向にあり、特に平成31年は1.23と大きく減少しています。全国の1.36を下回っていますが、東京都の1.15を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移(葛飾区、東京都、全国)



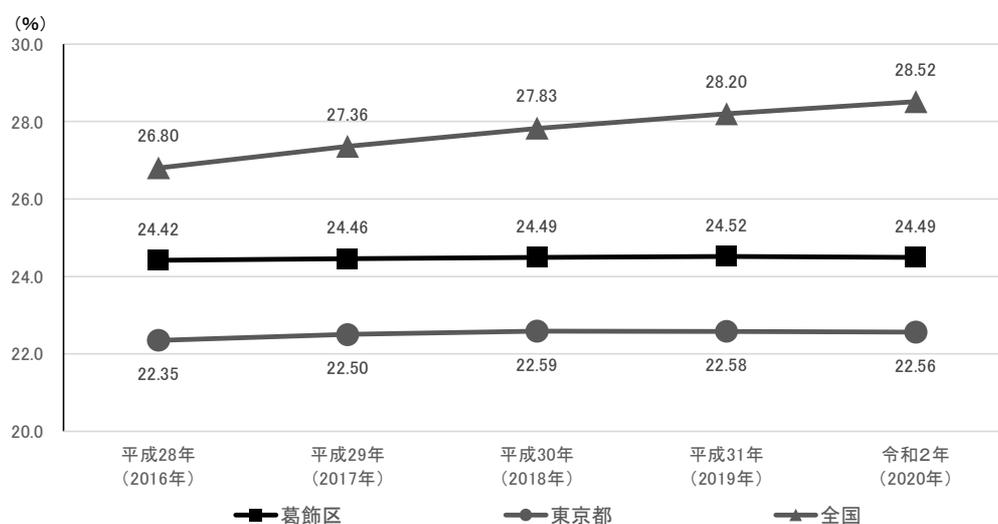
各年1月1日現在

資料: 葛飾区 東京都人口動態統計、東京都 東京都人口動態統計、国 人口動態統計

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、全国と比較すると上昇率は緩やかな増加傾向にあり、令和2年は24.49%となっています。全国の28.52%を下回っていますが、東京都の22.56%を上回っています。

図表 高齢化率の推移(葛飾区、東京都、全国)



各年1月1日現在

資料: 葛飾区 住民基本台帳、東京都 住民基本台帳、国 人口推計

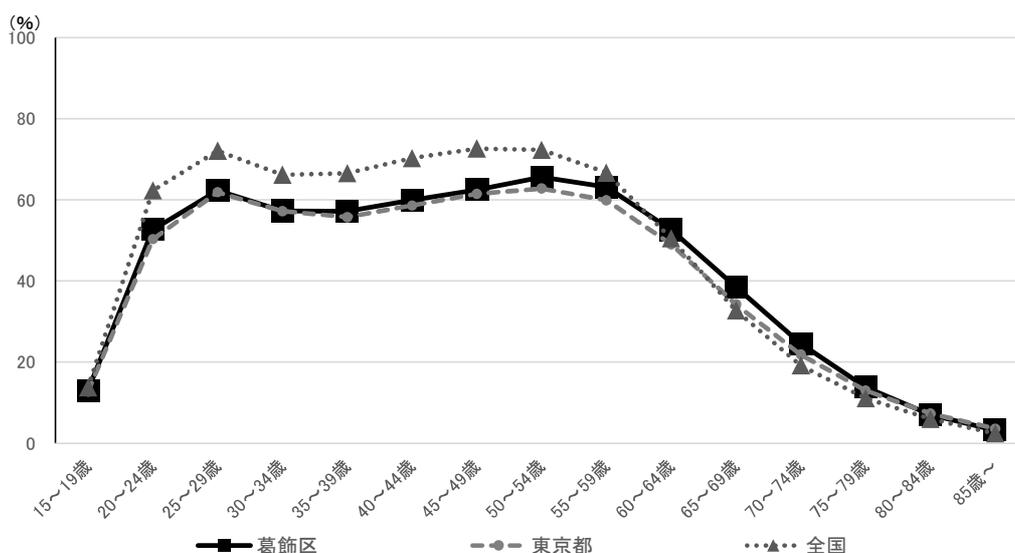
2 女性の労働と男女平等推進

(1) 女性の労働力率

葛飾区の女性の労働力率は、60歳から79歳までで東京都、全国をともに上回っています。一方、15歳から59歳までは、全国を下回っています。

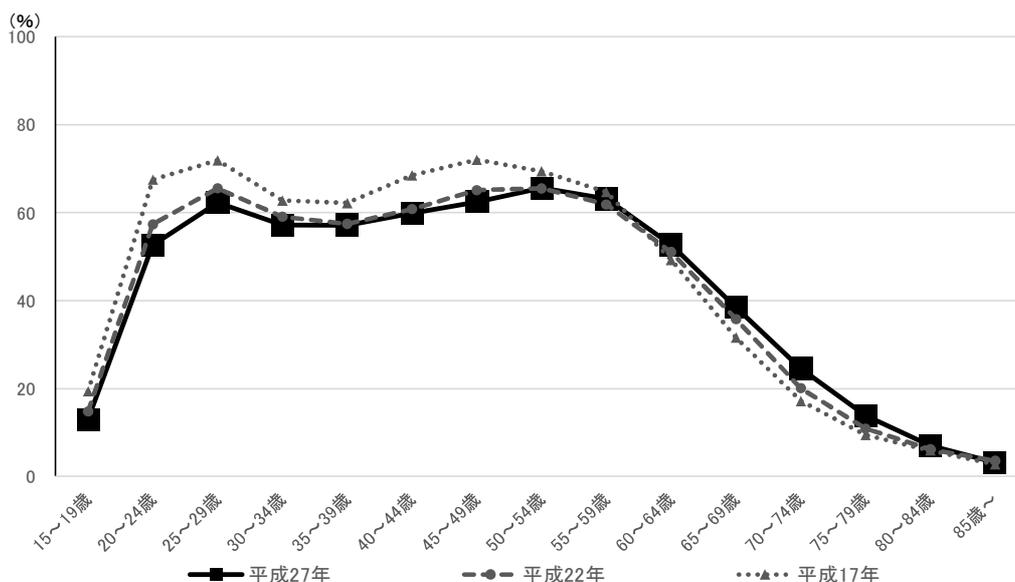
女性労働力率の推移をみると、20歳～49歳はやや下降傾向にあります。一方、60歳～84歳までの労働力率は上昇しています。

図表 女性の労働力率(葛飾区、東京都、全国)



資料: 国勢調査(平成27年)

図表 女性の労働力率の推移(葛飾区)



資料: 国勢調査(平成17、22、27年)

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の審議会・委員会委員に占める女性の割合は、「地方自治法第202条の3に定める審議会※¹」は31.2%で、東京都特別区合計よりも高くなっていますが、東京都よりは低くなっています。「地方自治法第180条の5に定める委員会※²」は12.0%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。その他審議会等は26.9%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況(葛飾区、東京都)

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※ ¹			地方自治法(第180条の5) に定める委員会※ ²			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	666	208	31.2%	25	3	12.0%	283	76	26.9%
東京都 特別区合計	15,033	4,333	28.8%	385	74	19.2%	17,409	5,998	34.5%
東京都 市町村合計	14,626	4,204	28.7%	1,068	175	16.4%	13,103	4,958	37.8%
東京都 区市町村合計	29,659	8,537	28.8%	1,453	249	17.1%	30,512	10,956	35.9%
東京都	662	219	33.1%	91	15	16.5%	1,649	516	31.3%

(人、%)

※令和2年4月1日現在

※東京都については、平成31年4月1日現在

資料：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1：第202条の3（職務・組織・設置）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 付属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5（委員会及び委員の設置）（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区のDV相談件数

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度は増加しています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	516件	422件	422件	498件

資料：葛飾区

(2) 東京都内のDV相談件数

配偶者暴力の相談件数は、区市町村の合計は増加傾向にあり、令和元年度は38,928件となっています。都支援センターの合計は大きな増減はなく、警視庁は増加傾向にあります。

図表 配偶者暴力についての相談件数の推移(東京都)



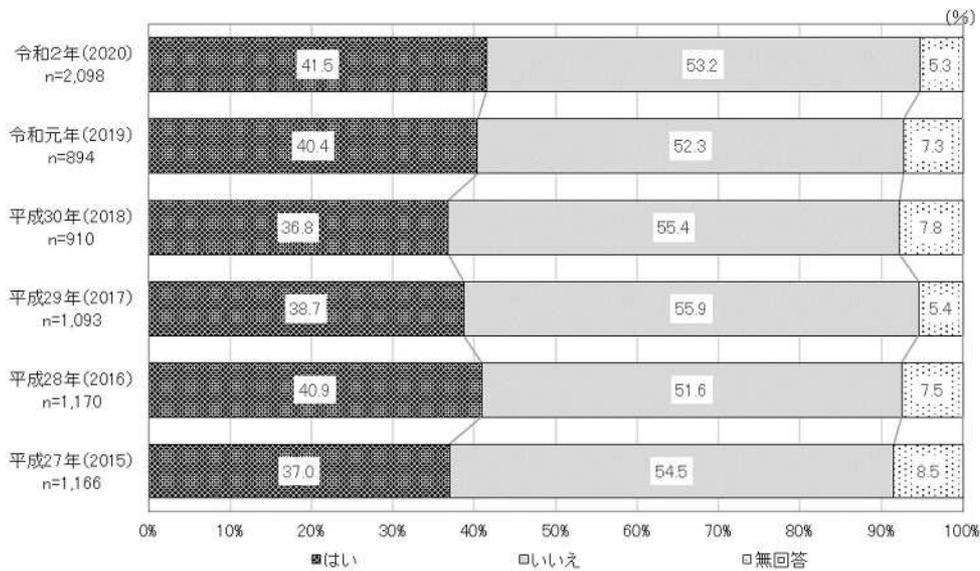
資料：東京都生活文化局調べ

4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、男女共同参画社会が進んでいると思う人の割合は、平成27年は37.0%でしたが、緩やかな増加傾向にあり、令和2年は41.5%となっています。一方、男女共同参画社会が進んでいると思わない人の割合は、令和2年は53.2%と平成27年の54.5%からほとんど変化が見られません。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移(葛飾区)



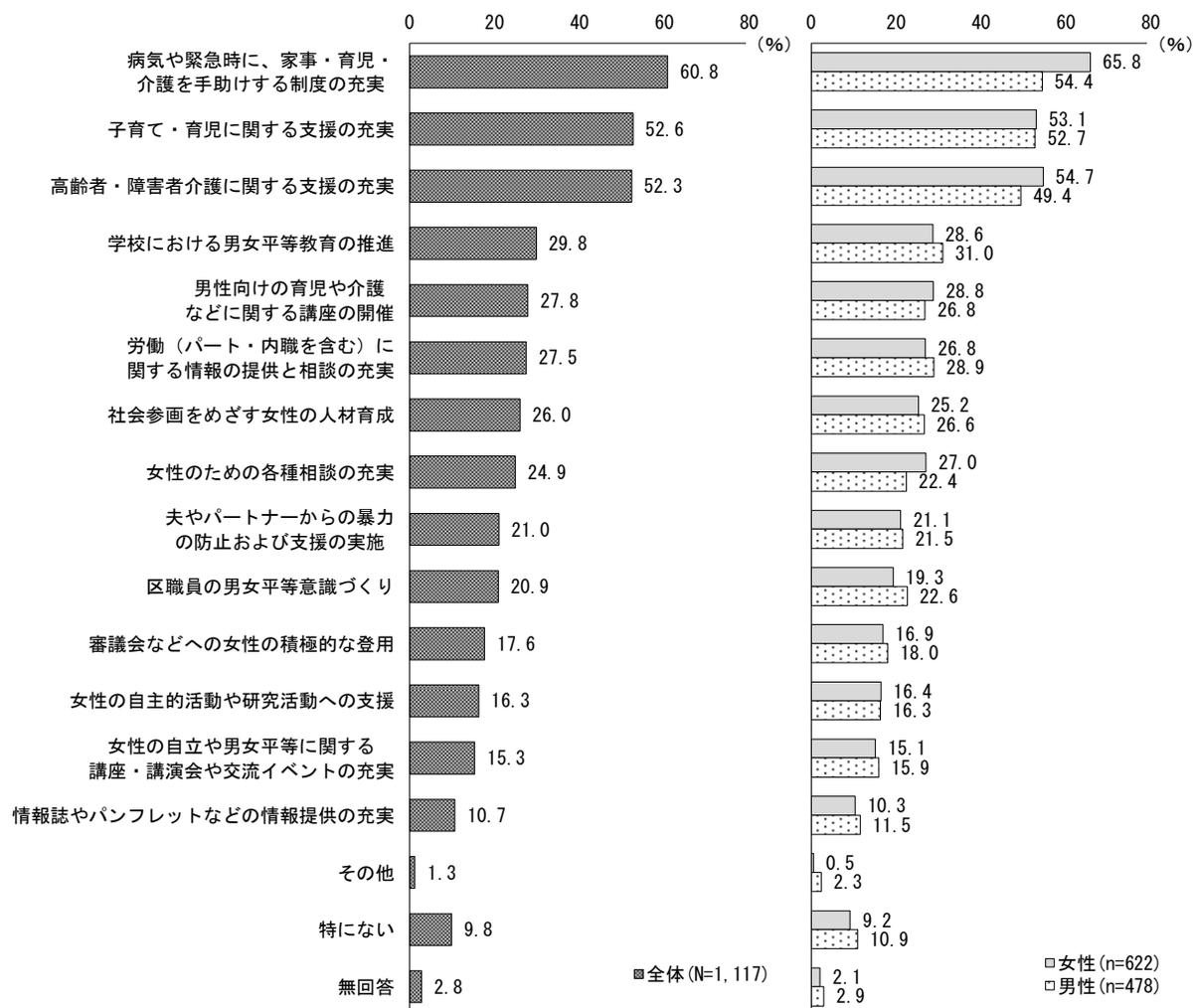
資料：葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書（平成27年から令和2年）

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(60.8%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(52.6%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(52.3%)」が続いています。男女別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策（全体、性別：複数回答）



資料：葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（令和2年）

第3章 計画の内容

1 基本目標と推進体制

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します

男女平等の意識を高め、性別にかかわらず誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

◆課題と施策の方向

男女平等社会の実現に向け、国、都、区がこれまで様々な取組を進めていますが、あらゆる分野への女性の参画は未だ十分とはいえません。令和元年「葛飾区政策・施策マーケティング調査」においても、男女の共同参画が進んでいると思う人の割合は、平成27年から緩やかな増加傾向にあるものの4割前後で、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年）でも、各場面における男女の地位の不平等感は「社会通念・慣習・しきたりなど」、「全体として、現在の日本では」で「男性が優遇されている」が7割を超え、ほとんどの場面で「男性が優遇されている」が増加しています。また、地域活動としての防災において、災害時の生活の役割分担や避難所運営の参画などへも女性の視点が不可欠となっています。

目標1では、男女平等教育の充実に向けて、幼稚園や保育園、小中学校をはじめとした幼少期からの男女平等意識の形成に努めるとともに、講座、講演会等のあらゆる機会をとらえて区民の男女共同参画意識を高めます。

また、あらゆる分野における男女共同参画の推進に向け、地域活動や女性の視点を積極的に取り入れた防災対策、まちづくりに努めるとともに、審議会等において男女の意見がバランスよく反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

【課題】	【施策の方向】
課題1-① 男女平等教育の充実	(1) 学校等における男女平等教育の推進 (2) 家庭や地域における男女平等意識の向上
課題1-② あらゆる分野における 男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進 (3) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できる よう支援します

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、すべての人が自分自身を大切に、心身ともに健康で充実した生活が送れる社会の実現を目指します。

◆課題と施策の方向

職場や家庭、地域等のあらゆる場面において男女が個性と能力を発揮できる社会こそが男女平等社会には不可欠です。しかしながら現状では、女性が出産・育児によって就労継続が困難になっていることや、男性においても家事や育児等への参画があまり進んでおらず、女性の再就職支援だけでなく男性の家庭参画の取組をより一層進めていくことが重要です。「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年）においても、働き方の希望として、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ」や「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ」と回答する女性が増加する一方、女性が家事・育児のほとんどを担っていることや男性の仕事優先により家庭生活に参加したくても参加できないことがあげられています。

目標2では、希望するライフスタイルを選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現や仕事と子育て・介護等との両立に向けた取組を行うとともに、企業へ労働環境改善、女性の職業生活継続のための支援を行います。また、家庭内での女性に対する家事の分担の偏りは、女性の活躍の実現を困難にする要因の一つとなります。そのため、男性の家事や子育ての参加に向けた意識啓発や参画支援を図ります。

さらに、自分自身を大切に生活するためには、心身ともに健康を維持していくことが必要です。ライフステージに応じた適切な健康支援を図るとともに、性と生殖に関する啓発や支援も進めます。

【課題】	【施策の方向】
課題2-① ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現
	(2) 仕事と子育て・介護等との両立支援
	(3) 企業の労働環境改善に向けた支援
	(4) 女性の職業生活継続のための支援
課題2-② 男性の家庭生活への意識啓発 と参画支援	(1) 男性の家事や子育てへの参加促進
課題2-③ 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
	(2) 性と生殖に関する啓発・支援

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心して暮らせる社会の実現を目指します。

◆課題と施策の方向

配偶者（事実婚を含む）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力だけでなく、ストーカーやリベンジポルノ等あらゆる暴力の防止と被害者保護の法制度の整備が進んでいます。

しかし、女性に対する暴力の相談は増加傾向にあり、警察で扱う深刻なケースも増加しています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による相談件数の増加も予想されていることから、「暴力を許さない」という意識を広め、啓発などによる暴力の未然防止や相談しやすい体制を整備していくことが課題です。

目標3では、あらゆる暴力の根絶に向けて、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見、相談体制の充実、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組みます。また、性暴力やセクハラをはじめとする様々なハラスメントの防止を図ります。

さらに、ひとり親家庭、非正規雇用労働者など生活上の困難に陥りやすい女性の増加や、障害者、日本に住む外国人、高齢単身女性や子どもの貧困などについても問題となっていることから、生活上の困難な状況を解消し、自立と安定した暮らしができるよう環境整備を図ります。

【課題】	【施策の方向】
課題3-① あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者の安全確保と自立に向けた支援 (4) 性暴力・ハラスメントの防止
課題3-② 生活上困難な状況を解消するための取組促進	(1) 自立と安定した暮らしに向けた環境整備

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等で共に支え合いながら暮らしている社会の実現を目指します。

◆課題と施策の方向

SDGsの17の目標の5番目として「ジェンダー平等を実現しよう」とあるように、性自認や性的指向のあり方など性の多様性を尊重する社会的気運が高まっています。「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年）では6.0%が自分の性別に悩んだことが「ある」と回答しており、そのうち、71.6%が「男らしさ・女らしさを求められたこと」と回答しています。今後は、固定的な性別役割分担意識にとらわれない生き方を認める取組から、互いの個性や違いを認め合う多様性が尊重される施策が求められています。

目標4では、性自認や性的指向といった性の多様性への理解促進・支援や人権尊重の意識づくりを進め、平等な社会の実現を目指します。

【課題】	【施策の方向】
課題4-① 多様性の尊重	(1) 性の多様性への理解促進・支援
	(2) 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

◆課題と施策の方向

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、葛飾区の拠点施設である男女平等推進センターが積極的に区民や事業所に向けて男女平等・男女共同参画に関する情報提供・学習機会の充実を図る必要があります。また、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談機能の充実を図るとともに、区民等との協働を強化し、一体的に取組を推進することが必要です。

計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を定期的に評価し、改善等の進行管理をする取組が必要です。

また、区だけでは解決できない課題も多く存在していることから、法や制度の整備、規制等については、国・東京都など関係機関と連携しながら取り組みます。

【課題】	【施策の方向】
課題1 推進体制強化	(1) 男女平等推進センター機能の充実
課題2 国・東京都との連携	(2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

2 計画の体系

